

白浜町要綱第34号

白浜町観光特産品開発事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、白浜町の特色や地域資源を生かした魅力ある観光特産品の開発に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、白浜町補助金等交付規則（平成25年白浜町規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「観光特産品」とは、白浜町を訪れた観光客を対象としたものであって、白浜町の歴史や文化、観光資源などをイメージさせるとともに白浜町の魅力の発信につながるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件の全てを満たす法人、団体又は個人とする。

- (1) 町内に事業所を有すること。
- (2) 観光特産品の開発及び販売を計画している事業者であること。
- (3) 開発を行う観光特産品の製造及び販売を複数年にわたり継続的に行う計画のある事業者であること。
- (4) 町税等を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者になることができない。

- (1) 過去に本補助金の交付を受けた者
- (2) 白浜町暴力団排除条例（平成23年白浜町条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助対象者として適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 観光特産品を新たに開発する事業
- (2) 既存の商品を改良し、新たに観光特産品とする事業

(補助対象経費)

第5条 前条に定める事業の補助対象経費は、別表に定める経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、一事業当たり30万円を限度とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、観光特産品開発事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 納税証明書
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の交付申請書の提出期限は、町長が別に定める。

(審査会)

第8条 町長は、前条第2項に定める提出期限を経過した後、速やかに審査会を開催し、その内容を審査するものとする。

- 2 町長は、前項に定める審査会の開催に当たり、必要と認めるときは、申請者に対して、審査会への出席と事業の説明を求めることができる。
- 3 審査会の委員の構成は、町長が別に定める。

(交付決定)

第9条 町長は、前条第1項に定める審査会の審査の結果、補助金の交付を決定したときは、観光特産品開発事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助金を交付しないと決定したときは、観光特産品開発事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(変更承認等)

第10条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助事業の内容の変更又は事業の中止を行う場合は、観光特産品開発事業補助金交付変更（中止）承認申請書（様式第7号）を提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、観光特産品開発事業補助金交付変更（中止）承認通知書（様式第8号）により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、観光特産品開発事業補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第10号）

- (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し
 - (3) 補助対象事業の実施状況写真
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する実績報告書は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで、町長に提出しなければならない。
- 3 補助決定者は、実績報告日から起算して1年以内に、補助対象事業により開発した観光特産品の販売を開始しなければならない。ただし、実績報告日以前に観光特産品の販売を開始している場合は、この限りではない。

(検査及び補助金額の確定)

第12条 町長は、前条に定める実績報告があったときは、これを審査し、適当と認めるときは補助金額を確定し、観光特産品開発事業補助金交付額確定通知書(様式第11号)を補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により、補助金の額の確定通知を受けた補助決定者は、補助金の交付を請求するときは、観光特産品開発事業補助金交付請求書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

| 補助対象経費 | 備考 |
|-------------------------------|---|
| (1) 観光特産品の開発に要する経費 | 人件費、旅費（交通費、日当、宿泊代等）、施設及び設備の整備、備品購入費、観光特産品の量産に係る経費は補助対象外とする。 |
| (2) 品質検査の経費及び栄養成分の分析に要する経費 | |
| (3) 登録商標等に要する経費 | |
| (4) 観光特産品のパッケージ、ラベル等の制作に要する経費 | |
| (5) 販売促進に係る広告及び宣伝に要する経費 | |
| (6) その他町長が特に認めるもの | |